

○財務省告示第四百四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年十一月二十八日に発行した利付国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年十二月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三  
十一回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び平成  
二十三年度における公債の発行  
の特別に関する法律（平成二十  
三年法律第六号）第二条第一  
項並びに特別会計に関する法律  
（平成十九年法律第二十三号）  
第六十二条第一項  
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）





十 八	十 七	十 六	十 五
払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 金 限
	後 の 利 子	第 二 期 以	

十  
四  
  
初  
期  
利  
子

日本銀行額百円につき百円  
 平成十四年九月二十日  
 る利子を払う。  
 いて、その日以前六月間に属す  
 日を、各支払期にお  
 毎三年三月二十日及び九月二十

$$\frac{\text{償還金}}{100} \times \frac{1.7}{2} \times 1.7$$

規定する期日について同じ。  
 下、次号及び第十六号において  
 は、その翌営業日に支払うとき  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 た金額を支払う。ただし、算出  
 期とし、次の算式により算出  
 平成二十四年三月二十日を  
 控除することができる。

(二)  
 発行時に、その利子  
 に係る所得が、源泉徴収  
 の口座振替口座簿中の  
 口座記載又は記録される  
 のに、ついで、前記の算  
 金に、百分の二十を乗じた  
 金額に、百分の二十を乗  
 額(一)の金額を乗じた  
 額(一)の金額を乗じた  
 時、又は外国に居住する  
 住者又は外国に居住する  
 に出た金額に、該非居住  
 は、外国に居住する者  
 得税の税率を乗じた金額  
 控除することができる。

二 十 九

払 者 入  
込 者 札  
期 者 参  
日 加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
三 か  
年 ら  
十 通  
一 知  
月 を  
二 受  
十 け  
八 た  
日 者

内容の一部を左のとおり修正しました。(令和元年七月二十九日)

頁	段	行	誤	正
二	下	十七 二十二	平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千四百億六千三百五十五万円	平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千四百億六千三百五十万円